

那覇市公報

第 1 9 1 4 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○市道路線の供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 1148

◇ 上下水道局告示 ◇

○指定公金事務取扱者の指定について…………… 1150

告 示

那覇市告示第 235 号

令和 8 年 7 月 30 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように供用開始する。

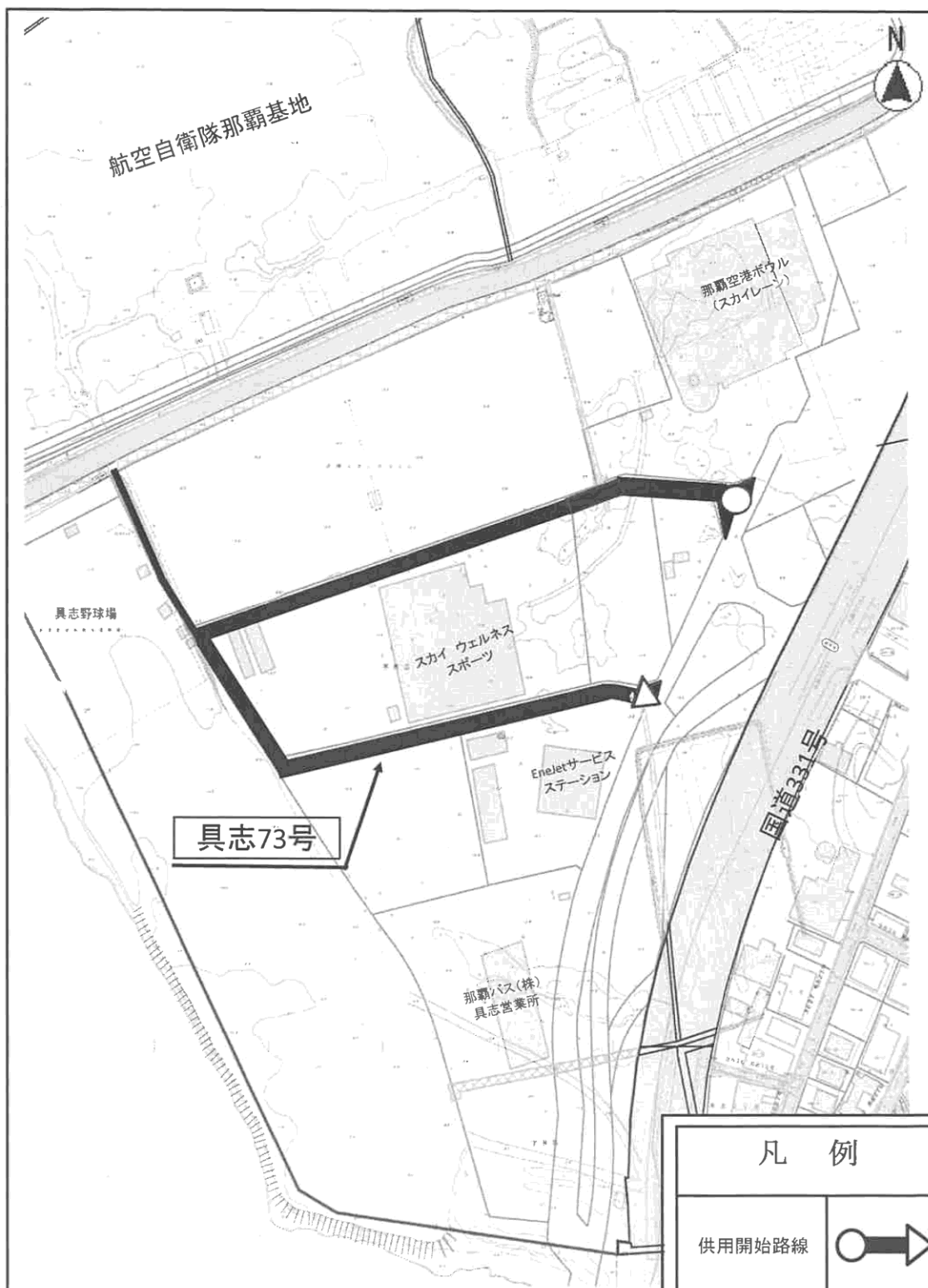
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

1. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2379	具志 73 号	字具志 839 番 1 ～ 字具志 888 番 4	491.7	8.0	

市道路線の供用開始位置図(参考図)



上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 15 号

令和 8 年 7 月 1 日

掲 示 済

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

記

1. 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

所 在 地	名 称
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号	株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ

2. 指定をした日 令和 8 年 7 月 1 日

3. 指定公金事務取扱者が委託を受ける期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4. 公金事務に係る収入 水道料金、下水道使用料、再生水料金